

(案)

平成 24 年第 2 回三重県議会定例会

議員提出条例検証特別委員会
委員長報告
(中間報告)

平成 24 年 9 月

議員提出条例検証特別委員会における調査の経過について、ご報告申し上げます。

【Ⅰ 委員会の取組経過】

本委員会は、議員提出条例の検証を目的に設置されました。

議員提出条例については、議決の意思どおりに運用されているか、また、県民の意識や制定後の社会情勢の変化などを勘案し、適宜検証を行っていくことが必要であると考えます。

議員提出条例は全部で23本ありますが、委員会では、3つの大枠な基準を設定して検証すべき条例の選定を行いました。その3つの基準は、①公布後3年以内の条例及び失効済みの条例、②すでに検証済や検証中などの条例、③議会の運営や議員等に関する条例で、これらに該当する条例を除く条例について、詳細な検証を行うこととしました。

その結果、①「議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例」、②「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」、③「三重県地域産業振興条例」、④「三重の森林づくり条例」、⑤「三重県地域づくり推進条例」、⑥「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」の6本の条例について詳細な検証をすることとしました。

これら6本の条例については、その執行状況について執行部から聴き取り調査を行い、①執行部の作成した条例の点検・見直しシートの結果は適切か、②条例の目的は達成されているか、③条例は時代の変化に合っているかの視点で、委員それぞれが検証シートの作成を行い、「廃止」、「見直し」、「継続」のいずれかの結論を付した判断をいたしました。

その後、検証シートの集計結果をもとに委員間討議を行い、条例の内容を見直す必要があるか、検討を行いました。

【Ⅱ 検証の結果】

6本の条例について検証した結果、まず、「議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例」、「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」については、条例の内容を見直す必要がなく、全員一致で継続すべきと判断いたしました。

また、「三重の森林づくり条例」と「三重県地域づくり推進条例」については、条例の内容を見直す必要はないと判断いたしましたが、運用面等について、当委員会として、次のとおり意見を申し述べます。

【Ⅲ 委員会の意見】

まず、「三重の森林づくり条例」についてであります。

森林の有する多面的機能による恩恵は山間部から都市部まですべての県民に及ぶものです。森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築のために、県当局におかれては、条例の理念が都市部の住民も含めた県民全体に理解される取組を強化されることを要望します。

次に、「三重県地域づくり推進条例」についてであります。

人口分布、産業構造などに地域間格差のある三重県にあっては、地域づくりの推進に県の関与や条例の理念である多様な主体の協働による取組が必要です。

県当局におかれては、条例の理念が施策に十分反映されるよう、地域連携部のみならず、各部局が条例の理念を意識した地域づくりの取組を連携して推進されることを要望します。

以上、申し述べましたが、私ども議会においても議員提出条例については、提案した経緯を踏まえ、条例の目的どおりに事務が執行され、条例が有効に機能しているか常に監視、評価し

ていく必要があることを申し添えます。

【IV 今後の検証について】

最後に、「三重県地域産業振興条例」については引き続き検証を行うこととしました。

本条例の検証のポイントとして、①産業分野別の振興条例である「三重の森林づくり条例」、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」、「みえの観光振興に関する条例」の3本の条例との間に整理すべき課題があるか、②これらの条例が制定されるとともに、産業活動のグローバル化が進展するなかで、「地域」という視点が産業振興の条例に必要なかどうかなど、県内産業をめぐる環境の変化に条例が適合しているかを検討することとしています。

今後も引き続き「三重県地域産業振興条例」について検証を行い、年内を目途に検証結果をとりまとめ、必要に応じ、条例の見直しを行うこととします。

以上をもちまして、本委員会の中間報告といたします。